

大阪市青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大阪市青少年問題協議会条例(昭和 28 年大阪市条例第 66 号)第 8 条の規定に基づき、大阪市青少年問題協議会(以下協議会という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 大阪市青少年問題協議会条例第 2 条第 1 項に規定する委員の定数は、20 人とする。

(施行の細目)

第 3 条 前条に定めるものを除くほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 31 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この改正規則は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 35 年 10 月 13 日規則第 52 号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 6 月 27 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。